様式第２号の１－①【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の１－②を用いること。

学校名	宇都宮短期大学
設置者名	学校法人　須賀学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
	音楽科	夜・通信		45	45	7		
	人間福祉学科 社会福祉専攻	夜・通信		4	19	19	7	
	人間福祉学科 介護福祉専攻	夜・通信		4	20	19	7	
	食物栄養学科	夜・通信			38	38	7	
（備考）								

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公表している。

音楽科
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_m.pdf
人間福祉学科
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_h.pdf
食物栄養学科
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_n.pdf

３．要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	宇都宮短期大学
設置者名	学校法人　須賀学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/7_4officer.pdf

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	ヤオハン社長	2023.4.1　～ 2027.3.31	法人運営全般のチェック・アドバイス
非常勤	栃木県護国神社宮司	2023.4.1　～ 2027.3.31	法人運営全般のチェック・アドバイス
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	宇都宮短期大学
設置者名	学校法人　須賀学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

本学園の建学の精神、教育理念に基づき、本学の教育目的を学則第１条の２に掲げるとともに、学習成果を定めている。さらに、学科別に教育目的・目標、学習成果、及び３つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を内規で定め、ホームページ上に公表している。

毎年度シラバスを作成し、本学ホームページ上に毎年４月に公表している。シラバスには、授業形態(講義、演習、実技・実技レッスン、実験の別)、授業概要、到達目標(学習の成果)、授業計画、準備学習(予習・復習について)、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、履修上の注意・学習支援、及びオフィスアワーを記載している。

シラバス作成時(毎年１月)には、授業科目担当教員に、教育目的・目標、学習の成果、3 つのポリシーと、シラバス作成上の留意点(記載項目とその具体的な記載例を示したもの)を含む『学習の手引き(シラバス)作成要領』を配付している。

シラバスの記載内容については、教務委員会で『学習の手引き(シラバス)作成要領』に照らして適切なものかどうかを点検している。

令和元年度から学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップと、学習成果の達成に向けてどのような授業科目が連携し年次配当しているかを示したカリキュラム・ ツリーを作成し、これらを基本としてシラバスを作成している。

シラバスは、新年度オリエンテーション（４月）の教務ガイダンスで、学内ポータルサイト上に配置したシラバスデータの利用方法や履修方法について、説明している。また、各科目の担当教員は、初回の授業でシラバスに記載されている内容について、学生へ周知している。

授業計画書の公表方法	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 ○音楽科シラバス https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_m.pdf ○人間福祉学科シラバス https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_h.pdf ○食物栄養学科シラバス https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_n.pdf

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
シラバスには、成績の評価方法（定期試験、レポート、小テストなど）と評価基準を％で示している。
各科目の成績の評価方法・基準については、シラバスに示した方法で行っている。成績は、原則として試験やレポート結果を基に、総合的に評価、その結果を評点として 100 点法で換算している。評点が 60 点以上で合格とした上で、単位取得を認定している。

S	A	B	C	D（不合格）
100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

履修授業科目の成績発表は、「成績通知書」の交付により行っている。
単位制度と単位取得過程（履修登録や授業の出席要件等）については、毎年 4 月のオリエンテーション時に、学生便覧を用いて周知している。
単位認定は、「学則」、「履修細則」に基づき、シラバス記載の成績評価の方法・基準をもって、教授会の意見を聞いた上で、学長が認定している。

学則第 2 章の第 11 条第 5 項の規定
（https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_1.pdf）

音楽科履修細則
（https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_m.pdf）
第 3 条　単位の算定
第 4 条　単位および資格の授与
第 5 条　受験資格
第 6 条　成績の評価
第 7 条　追試験・再試験
第 8 条　卒業単位

人間福祉学科履修細則
（https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_w.pdf）
第 3 条　単位の算定
第 4 条　単位の授与
第 5 条　受験資格
第 6 条　成績評価
第 7 条　追試験・再試験
第 8 条　卒業単位

食物栄養学科履修細則
（https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_n.pdf）
第 3 条　単位の算定
第 4 条　単位の授与
第 5 条　受験資格
第 6 条　成績評価
第 7 条　追試験・再試験
第 8 条　卒業単位

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

人間福祉学科と食物栄養学科は、2018 年度に GPA を設定し、成績の分布状況を把握し、学内奨学金制度の選考や入試特待生の継続基準の判断に使用している。

成績	S	A	B	C	D（不合格）
評点	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下
GPA グレードポイント	4	3	2	1	0

成績不良の基準（GPA1.0 未満）としても活用し、成績不良学生に対し指導を行っている。

GPA の算出式は下記の通り。

GPA＝（4×S 修得単位数＋3×A 修得単位数＋2×B 修得単位数＋1×C 修得単位数）
÷総履修単位数

音楽科では、実技科目（各専攻コースにより異なる）と他科目との比重を鑑みGPA 指標は難しいとの判断から、独自の算出方法により客観的指標を設定し、奨学金（授業料免除）の対象者を選定する基準とし活用している。なお、算出方法は以下の通りである。

・取得科目の素点合計÷取得科目数＝平均点
・主科実技試験は他科目に比べ比重が大きいことから、点数を倍（×２）にして計算する。
（100 点満点で数値化）

以上のように、成績評価において GPA および独自の計算式で指標を設定し、これらを公表するとともに、成績の分布状況を把握し、適切に実施している。

客観的な指標の算出方法の公表方法	GPA 等の公表 https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_4_gpa.pdf その他「学生便覧」にも記載している。

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

卒業については、宇都宮短期大学学則第 3 章の第 12 条に基づき定めている。
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、各学科の教育に基づく学習成果に対応している。学習成果を反映した各授業科目群から必要な単位を取得し、単位数の合計が卒業要件に達すること、と定めている。履修細則、試験細則に則り、シラバスにおいて成績評価の基準を明確にして、評価している。さらに、資格の要件について、学生便覧で、資格ごとに必要な授業科目を明示している。卒業認定に関しては学則に則り、教授会の議を経て学長が卒業の認定を行っている。

音楽科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

1　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
2　音楽の意義を理解し、専門的な知識・技術や態度を身につけている。
3　音楽に情熱を注ぎ、自主の気風を高め、個性を生かした芸術表現を実践する基礎ができている。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100 点法	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

取得できる資格の取得要件
1　中学校教諭二種免許状（音楽）を取得するには、卒業要件を満たし、教職に関する専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。
2　音楽療法士二種の称号を取得するには、卒業要件の他にその称号取得に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

人間福祉学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

＜社会福祉専攻＞
1　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
2　福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。
3　社会福祉士を目指す学生は、ソーシャルワーカーに係わる専門的知識・技術・方法が身についており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。
4　医療事務従事を目指す学生は、医療事務に係わる専門的知識・技術・方法を身についており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。
5　人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

＜介護福祉専攻＞
1　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができている。
2　福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。
3　倫理性をもって、その人らしい生活の支援ができる介護福祉専門職になる基礎ができている。
4　人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

＜社会福祉専攻＞

1　社会福祉専攻で取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。そのうえで、認定試験受験が必要なものは受験し、合格することで資格取得ができる。

＜介護福祉専攻＞

1　介護福祉士を取得するには、卒業要件の他に介護福祉士国家試験受験に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得することで介護福祉士国家試験受験資格が得られる。そのうえで、国家試験を受験して合格することで資格取得できる。

2　その他の所得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

食物栄養学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

学科の教育目的・目標に鑑み、本学科所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する。

1　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。

2　豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法が身についている。

3　人間尊重の精神をもち、食に係わる専門的な知識・技術・方法等を身につけ、地域に貢献できる
基礎ができている。

4　栄養士として、食を通して健康や福祉の広い分野で貢献できる能力が身についている。

成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

1　栄養士を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目を履修し、単位を修得する。

2　その他の取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得して資格認定試験受験資格を得る。そのうえで認定試験を受験し、合格することで資格が取得

卒業の認定に関する 方針の公表方法	できる。 学位授与方針は、本学学則第１条の２第２項に基づき、「宇都宮短期大学の目的に関する内規」として定めている。学内には、学生便覧、学習の手引き（シラバス）等で、学外には、大学案内、入学試験要項、ホームページ等で公表している。 学位授与方針 https://www.ujc.ac.jp/guide/pdf/education.pdf

様式第２号の４－①【⑷財務・経営情報の公表（大学・短期大学・高等専門学校）】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の４－②を用いること。

学校名	宇都宮短期大学
設置者名	学校法人　須賀学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_4zaimu.pdf
収支計算書又は損益計算書	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_4zaimu.pdf
財産目録	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_4zaimu.pdf
事業報告書	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_1jigyo.pdf
監事による監査報告（書）	宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_3kansa.pdf

２．事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：　　対象年度：　　）	
公表方法：	
中長期計画（名称：　　対象年度：　　）	
公表方法：	

３．教育活動に係る情報

（１）自己点検・評価の結果

公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。

自己点検・評価報告書
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/4_2.pdf

（２）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。

2023 年度（財）短期大学基準協会による第三者評価の結果
httpss://www.jaca.or.jp/jaca_cms/wp-content/uploads/2024/03/09_R5_Utsunomiya_Junior_College.pdf

（３）学校教育法施行規則第 172 条の２第１項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名　音楽科

教育研究上の目的　公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

宇都宮短期大学の教育目的

宇都宮短期大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展に貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。（学則第１条の２）

教育目的・目標

１．広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
２．音楽における基本的な理論と演奏技術を学ぶとともに、豊かな感性を磨く。
３．個々の特性を活かした芸術表現と、音楽に関わる広い職種に適う知識・技術や態度を学ぶ。

卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与方針)

１　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
２　音楽の意義を理解し、専門的な知識・技術や態度を身につけている。
３　音楽に情熱を注ぎ、自主の気風を高め、個性を生かした芸術表現を実践する基礎ができている。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達していない
100 点法	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

取得できる資格の取得要件

１　中学校教諭二種免許状(音楽)を取得するには、卒業要件を満たし、教職に関する専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

２　音楽療法士二種の称号を取得するには、卒業要件の他にその称号取得に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

1　基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目と音楽キャリア講座等を必修とする。
2　専門教育科目は、音楽の理論と技術の基本を理解するための専門教育科目（必修）と音楽の豊かな表現を伸長するための専門教育科目（選択）で編成する。
3　中学校教諭二種免許状(音楽)を取得するために、教職に関する専門科目（選択）で編成する。その他の資格取得ではその資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
4　学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、音楽を通して自己実現、自己表現、社会貢献を志すことへの明確な進路意識を持った学生を幅広く受け入れます。このため、次の点を重視する。

1．音楽の基礎的奏法を身につけている人
2．基本的な表現能力をもつ人
3．音楽の幅広いジャンルの表現や活動に強い関心と意欲をもつ人

学部等名　人間福祉学科

教育研究上の目的　公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

宇都宮短期大学の教育目的

宇都宮短期大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展に貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。（学則第１条の２）

教育目的・目標

＜社会福祉専攻＞

１　広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
２　福祉の基本的な知識・技術・方法を学ぶとともに、個々の特性を伸長する。
３　人間尊重の精神と倫理性をもち、利用者の課題解決・支援のできるソーシャルワーカーを養成する。
４　人間尊重の精神と倫理性をもち、社会福祉の視点をもった医療事務従事者を養成する。

＜介護福祉専攻＞
１　広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
２　福祉の基本的な知識・技術・方法を学ぶとともに、個々の特性を伸長する。
３　人間尊重の精神と倫理性をもち、その人らしい生活の支援ができる介護福祉専門職を養成する。

卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

＜社会福祉専攻＞
１　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
２　福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。
３　社会福祉士を目指す学生は、ソーシャルワーカーに係わる専門的知識・技術・方法が身についており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。
４　医療事務従事を目指す学生は、医療事務に係わる専門的知識・技術・方法を身についており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。
５　人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

＜介護福祉専攻＞
１　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができている。
２　福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。
３　倫理性をもって、その人らしい生活の支援ができる介護福祉専門職になる基礎ができている。
４　人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。
＜社会福祉専攻＞
１　社会福祉専攻で取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。そのうえで、認定試験受験が必要なものは受験し、合格することで資格取得ができる。

＜介護福祉専攻＞
1　介護福祉士を取得するには、卒業要件の他に介護福祉士国家試験受験に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得することで介護福祉士国家試験受験資格が得られる。そのうえで、国家試験を受験して合格することで資格取得できる。
2　その他の所得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)
(社会福祉専攻・介護福祉専攻)

＜社会福祉専攻＞
1　基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。
2　専門教育科目は、社会福祉の基礎を理解するための専門教育科目（必修）、ソーシャルワークを理解するための専門教育科目（選択）、医療事務を理解するための科目、福祉を豊かに実践するための専門教育科目で編成する。
3　各種資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
4　学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

＜介護福祉専攻＞
1　基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。
2　専門教育科目は、介護福祉を理解するための専門教育科目（必修）、介護福祉を理解するための専門教育科目（選択）、福祉を豊かに実践するための専門教育科目で編成する。
3　介護福祉士以外の資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
4　学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

＜社会福祉専攻＞

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、ソーシャルワーカーや医療事務職として将来活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

１　福祉分野を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人
２　福祉分野に不可欠なコミュニケーション能力をもつ人
３　利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報の教科など)をもつ人
４　ソーシャルワークに係る広い分野に興味・関心をもつ人
５　医療事務に係る広い分野に興味・関心をもつ人

＜介護福祉専攻＞

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、介護福祉士として将来活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

１　福祉分野を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人
２　福祉分野に不可欠なコミュニケーション能力をもつ人
３　利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報の教科など)をもつ人
４　介護福祉に係る広い分野に興味・関心をもつ人

学部等名　食物栄養学科

教育研究上の目的　公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

宇都宮短期大学の教育目的

宇都宮短期大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展に貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。（学則第１条の２）

教育目的・目標

１．広い教養と、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
２．豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法を身につける。
３．人間尊重の精神と、食に係わる専門的な知識・技術・方法等を身につける。
４．倫理性をもった栄養士として、食や福祉に係わる広い分野で地域や社会に貢献できる。

卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与方針)

学科の教育目的・目標に鑑み、本学科所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する。

1　自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
2　豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法が身についている。
3　人間尊重の精神をもち、食に係わる専門的な知識・技術・方法等を身につけ、地域に貢献できる
基礎ができている。
4　栄養士として、食を通して健康や福祉の広い分野で貢献できる能力が身についている。

成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全にないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

1　栄養士を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目を履修し、単位を修得する。

2　その他の取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得して資格認定試験受験資格を得る。そのうえで認定試験を受験し、合格することで資格が取得できる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。）

https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf

（概要）

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

1　基礎教育科目は，広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。
2　専門教育科目は,栄養士資格を取得するための指定科目及び食と生活を豊かに実践するための科目で編成する。
3　栄養士以外の資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
4　学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学修の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。） https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_4.pdf
（概要） アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針） 高等教育に備える基礎学力を身につけ，食に係わる学習意欲が旺盛で，将来，社会で活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため，次の点を重視する。 １　食を通した健康と福祉に興味・関心をもつ人 ２　基本的なコミュニケーション能力をもつ人 ３　食の専門職としての知識・技術を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人 ４　地域の健康や福祉の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報・理科の教科など)をもつ人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：　宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_1teacher.pdf

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					人
音楽	－	2 人	2 人	2 人	人	人	6 人
人間福祉	－	4 人	2 人	2 人	人	人	8 人
食物栄養	－	3 人	2 人	2 人	人	3 人	10 人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
1 人	68 人	69 人

各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）	公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。 音楽科 https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_1_1researcher_m.pdf 人間福祉学科 https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_1_1researcher_h.pdf 食物栄養学科 https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_1_1researcher_n.pdf

c. ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学者数
音楽	30 人	25 人	83%	70 人	38 人	54%	0 人	0 人
人間福祉	40 人	9 人	23%	90 人	30 人	33%	0 人	0 人
食物栄養	30 人	28 人	93%	60 人	58 人	97%	0 人	0 人
合計	100 人	62 人	62%	220 人	126 人	57%	0 人	0 人

（備考）定員変更 2024 年 4 月より
・音楽科　入学定員 40 名⇒30 名、
・人間福祉学科　入学定員 50 名⇒40 名
（内訳：社会福祉専攻　入学定員 30 名⇒25 名、介護福祉専攻　入学定員 20 名⇒15 名）

b.卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
音楽	16 人 (100%)	9 人 (56.3%)	6 人 (37.5%)	1 人 (6.2%)
人間福祉	26 人 (100%)	1 人 (3.8%)	25 人 (96.2%)	0 人 (0%)
食物栄養	35 人 (100%)	4 人 (11.4%)	30 人 (85.7%)	1 人 (2.9%)
合計	77 人 (100%)	14 人 (18.2%)	61 人 (79.2%)	2 人 (2.6%)
（主な進学先・就職先）（任意記載事項）				
（備考）				

c.修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
（備考）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）
【様式第２号の３より再掲】
音楽科シラバス
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_m.pdf
人間福祉学科シラバス
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_h.pdf
食物栄養学科シラバス
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_3syllabus_n.pdf

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）
【様式第２号の３より再掲】
・宇都宮短期大学学則
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_1_1.pdf
・音楽科履修細則
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_m.pdf
・人間福祉学科履修細則
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_w.pdf
・食物栄養学科履修細則
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_3regulation_n.pdf
・宇都宮短期大学学位規程
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/2_4_2degree.pdf
・宇都宮短期大学 GPA の算定について
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/2_4_4gpa.pdf

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（任意記載事項）	履修単位の登録上限（任意記載事項）
	音楽科	62 単位	有・無	単位
	人間福祉学科社会福祉専攻	62 単位	有・無	単位
	人間福祉学科介護福祉専攻	62 単位	有・無	単位
	食物栄養学科	62 単位	有・無	単位
ＧＰＡの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報（任意記載事項）		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：宇都宮短期大学ホームページ（情報公開ページ）で公開している。
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/1_3_1land.pdf
https://www.ujc.ac.jp/disclosure/pdf/1_3_3map.pdf
https://www.ujc.ac.jp/guide/facility.html

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料（年間）	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	音楽	760,000 円	300,000 円	630,000 円	
	人間福祉学科社会福祉専攻	600,000 円	300,000 円	480,000 円	
	人間福祉学科介護福祉専攻	600,000 円	300,000 円	500,000 円	
	食物栄養学科	600,000 円	300,000 円	540,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

入学手続き者には基礎学力を補い、入学後の学習意欲を促すための入学事前学習として課題を課している。

音楽科では、各専攻コース別に楽典とソルフェージュの課題を出している。入学後は、音楽の基礎であるソルフェージュにおいて、習熟度別に３クラス編成（基礎学力がやや不十分なクラス、通常進度のクラス、優秀なクラス）を行い、きめ細かな指導をしている。

人間福祉学科と食物栄養学科では、指定図書の読書感想文と一般教養および専門分野についての課題を与え、教員がそれに対してコメントを入れて入学後に学生に返却している。

入学後は、３学科とも、前期授業開始前のオリエンテーション期間中に実施する教務ガイダンスにおいて、学習の手引（シラバス）と学生便覧を配付して、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や履修方法の説明をしている。また、クラス担任制を設け、クラスアワーで指導・支援するとともに、教員は、週に１度、オフィスアワーを設け、修学支援の場を提供している。さらに、担任と保護者が個人別に面談を行う保護者教育懇談会を実施しており、問題点や課題の共有化を図り、適切な支援へつなげている。

また、学科の専門性を生かした人材養成、資格取得のための支援を行っている。学外実習のある人間福祉学科では、実習の総まとめとして、社会福祉専攻は「ソーシャルワーク実習集録」、介護福祉専攻では「事例研究集録」を作成している。そのための個別の指導・支援を授業外でも行っている。国家資格や民間資格取得に向けては、正規科目としてカリキュラムに取り入れている。資格により模擬試験や勉強会を実施し、学生に対して学修支援を行っている。

他方、１年次での成績優秀者に対して２年次の授業料を全額または半額給付するダイヤモンド奨学金制度を設けて支援を行っている。音楽科では特に優秀な学生に対しては、学内外の演奏会出演を推薦し経験を積むことで、学習成果の一層の向上を促している。

さらに、４年制大学への３年次編入や留学についても個別指導を行っている。

本学では、音楽・福祉・食物栄養に関する日頃の学習成果をさらに高め、幅広い視野と見識を深めることを目的として、海外研修旅行を実施している。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

進路支援のための教職員の組織は、就職委員（教員）とキャリア相談室担当職員（事務局）及びクラス担任で構成している。月１回定期的に就職委員会を開いて情報交換を行い、連携・協力して組織的な活動を実施している。

入学後間もない５～６月に第１回進路希望調査を行い、以降、各学科の就職・進学支援の年間スケジュール合わせて、進路希望・活動状況の把握をしている。その結果は、個人の希望と適性に応じた支援活動を行う基礎資料として、関係者で共有・活用している。クラス担任・就職委員による就職・進学に関する個別面談・指導を継続的に行っている。

就職に関わる資格取得や各種支援については、各学科の進路年間スケジュールに沿って卒業まで行われる就職ガイダンスを始め、３学科共通の履歴書作成や面接の方法等に関する就職試験対策講座や、各学科の専門性を生かした就職先となる音楽教室等の関係者（ヤマハ、カ

ワイなど)、福祉施設、企業人事部等に依頼して催される学内企業説明会などを実施している。
　また、隔週金曜日には、ハローワークのジョブサポーターによる学内相談会を開催し、ハローワーク職員が直接相談に応じる体制を整えている。
６月には保護者対象就職支援講座を実施し、学生、保護者、教職員が連携して、就職活動ができる体制を整えている。
３学科１年生全員を一堂に集めて、進路活動を開始する仲間同士の連帯感を深めて各自の進路活動に取り組めるよう、学長、各学科長等から励ましの言葉を贈る就職(進路)活動激励会を１月末に実施している。
　学生も一人ひとりが希望する就職・進学が達成できるように、保護者の協力を得て、全教職員が連携して、ていねいな支援を行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）
本学ではクラス担任制を採用している。クラス担任は、学修支援に加えてクラスの学生全員との個別面談、クラスアワーの開催、保護者と個人別に面談する保護者教育懇談会等、日頃から積極的に学生や保護者との関わりを多く持ち、きめ細やかな生活支援を行っている。クラス担任以外の教職員も、オフィスアワー等で相談を受け入れる体制を整え、学生の生活支援に尽力している。これらの支援で得られる情報は専任教員会議で共有して、組織的な支援へつなげている。
　学生の健康管理については、毎年４月のオリエンテーション時に、全学生の健康診断を行っている。体調不良学生対応マニュアルを整備し、全教職員が、組織的に対応できる体制を整えている。また、「こころとからだの相談室」において、心や学生生活に関するものや健康・身体に関する悩みなどの相談にのり、スクールカウンセラーと看護師の資格を持つ専任教員が校医と連携して適切な指導助言を行っている。
　キャンパス・ハラスメント防止啓発として、毎年４月のオリエンテーション時の学生生活ガイダンスにおいて、「相談・防止の手引き」のリーフレットを配布し、説明・周知している。
上記「こころとからだの相談室」と「キャンパス・ハラスメント相談」については、相談窓口を設置し、電話や電子メールでいつでも学生が相談できるように組織的に支援している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：刊行物

①「研究センター年報」宇都宮短期大学地域福祉開発センター
②「保育・教育・福祉研究」
宇都宮共和大学子ども生活学部・宇都宮短期大学人間福祉学科
③「研究紀要」宇都宮短期大学音楽科

入手方法
刊行物についてはすべて宇都宮短期大学事務局に請求することとなっている。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F209310101659
学校名（○○大学 等）	宇都宮短期大学
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人　須賀学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		15人	17人	人
内訳	第Ⅰ区分	12人	11人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号、第４号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	人	0人	0人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	－
計	人	0人	－
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	人	0人	0人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	－	0人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	－
計	人	－	－
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。